（注意事項）

自己若しくは関係会社が発行する有価証券又は設定する投資信託の受益証券等（投資信託及び外国投資信託の受益証券、投資法人の投資証券及び投資法人債券並びに法第２条第８項第15号に掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利をいう。）の組入れ金額及び当該金額の運用財産総額に占める割合（小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載すること。）について記載すること。

⑧　運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

（注意事項）

1　運用財産の運用として対象有価証券（第130条第３項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）に投資している場合に、投資先ファンドの種類（投資先となる対象有価証券の種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びにファンド関係者（当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この注意事項において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の当該対象有価証券の価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に係る重要な業務を行う者等をいう。以下この注意事項において同じ。）のうちに関係会社がある場合には、当該関係会社の商号又は名称、それらの者の役割分担及び提出会社との関係内容を記載すること。また、ファンド関係者のうちに関係会社がない場合には、「無」と記載すること。

2　基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。

⑨　運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ　時価を把握することが困難である投資対象

運用財産が保有する投資対象の区分	投資対象の保有額	左記のうち時価を把握することが困難である投資対象の保有額	割合
株式	百万円	百万円	%
公社債券			%
受益証券			%
信託受益権			%
その他の有価証券			%
その他の資産（現金・預金を含む。）			%
全体			%

（注意事項）

運用財産が保有する投資対象の区分ごとに、投資対象の保有額、情報ベンダー（投資に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている者をいう。）から価格を入手できない等、時価を把握することが困難と認められる投資対象の保有額及び当該保有額の投資対象の保有額に占める割合（小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載すること。）を記載すること。

ロ　時価を把握することが困難である理由

⑫　法第２条第８項第15号に掲げる行為に係る業務の状況

①　設定及び償還の状況

区分	前期末		設定ファンド数	償還ファンド数	期中元本増減額	当期末	
	ファンド数	元本額				ファンド数	元本額
法第２条第２項第５号又は第６号に掲げる権利に係るもの		百万円			百万円		百万円
そ　の　他							
合　　計							

（注意事項）

1　運用を行うファンドに係る、前期末残高、当期中における新規設定、償還、期中増減額及び当期末残高を記載すること。

2　募集及び私募ごとに記載すること。

②　ファンドの保有資産の売買等の状況

イ　有価証券の売買状況

区　　分	売　　付		買　　付		合　　計		備　考
	株数	金額	株数	金額	株数	金額	
株券	千株	百万円	千株	百万円	千株	百万円	
新株予約権証券							
公社債券							